

第6章

關係法令一覽表

第6章 関係法令一覧表

1 関係法令の概要

機械設備工事に関する法令で、以下の各事項で届出などが決められている。

- 1) 施設、設備の設置前または工事の開始にあたって。
- 2) 施設、設備の使用にあたって。
- 3) 使用后、使用状況の報告、許可の更新、届出内容の変更、事故の発生、使用廃止等の時。

ここに記載した届出書類以外にも、受注者側で必要なものもあるので十分調査させる事。

2 関係法令及び届出書類一覧表

各設備毎に届出が必要な代表的な法令について表1に記述した。

各機器毎の必要届出書類について表2に記述した。但し、表2の中の関係法令は主なるものとする。

(1) 設備工事の種類と関係法令表

表1 設備工事と関連法令

設備の種類 関連法令	ポンプ設備 ディーゼル機関・ポンプ	天井クレーン設備 クレーン・ホイスト	送風機設備 (ブロワ)	機械濃縮設備 (濃縮機)	消化槽設備 攪拌ブロワ・ガスタンク	遠心脱水設備 (脱水機)	共通補機設備	脱臭設備 (コンプレッサ・空気タンク)	脱臭設備 (生物脱臭・活性炭)			備考
消防法												危険物規制を含む
電気事業法												
大気汚染防止法												
騒音規制法												
振動規制法												
ガス事業法の準用												
労働安全衛生法												
悪臭防止法												
廃棄物の処理及び清掃に関する法律												
毒物及び劇物取締法												

(注) 下水道施設の設備工事と関連する法令の主なるものを 印で表した。

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その1)

分類	クレーン等(労働基準監督署)					
対象施設	天井クレーン、ホイスト、チェーンブロック等、荷を動力を用いて吊り上げ、また、これを水平に運搬する事を目的とする設備。					
具体的内容	1. 天井クレーン 2. ホイスト 3. チェンブロック等 上記施設の届出等は、 (1) 巻き上げが電動式でかつ、吊り上げ荷重 3t 以上の場合には設置届 (2) 巻き上げが電動式でかつ、吊り上げ荷重 0.5 ~ 3 t 未満の場合には設置報告書					
関連する法令等	法	労働安全衛生法				
	令	労働安全衛生法施行令				
	規	クレーン等安全規則				
	条例					
	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
必要届出書	クレーン設置届	設置者	所轄 労働基準監督署長	工事開始 30日前	吊り上げ荷重が、 3t 以上の場合 「明細書、組立図、 強度計算書等」 の添付書類が必要	法 第88条 規 第5条
	クレーン設置 報告書			設置前	吊り上げ荷重が、 0.5 ~ 3t の場合	令 第13条 規 第11条
	クレーン落成 検査申請書			設置完了前		法 第38条 規 第6条
	クレーン落成 検査				設置者の立会が、 必要	法 第38条 規 第6条

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その2)

分類	危険物 - 1 (消防署・局)					
対象施設	燃料油他危険物の貯蔵所(地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所他)、及び、取扱所であり、指定数量(30倍~200倍)以上の日量を取り扱う場合。					
具体的内容	1. 地下タンク 2. 屋外タンク 3. 屋内タンク等					
関連する法令等	法	消防法				
	令	危険物の規制に関する政令				
	規	危険物の規制に関する規則				
	条例					
	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
必要届出書	危険物保安監督者選任(解任)届出書	設置者	市町村長等 大阪市長 (消防署)	遅滞なく	指定量の30倍以上の地下タンク貯留所及び一般取扱所	法 第13条 令 第31条12 規 第48条 3
	予防規定に関する届出書			遅滞なく	指定数量の200倍以上の屋外タンク、同150倍以上の屋内貯蔵所及び、同10倍以上の一般取扱所	法 第14条 の2 規 第62条
危険物の種類				指定数量	備考	
ガソリン				200	リットル	
灯油				1000	リットル	
軽油				1000	リットル	
重油				2000	リットル	
潤滑油				6000	リットル	

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その3)

分類	危険物 - 2 (消防署・局)					
対象施設	燃料油他危険物の貯蔵所(地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所他)、及び、取扱所であり、指定数量以上の日量を取り扱う場合。					
具体的内容	1. 地下タンク 2. 屋外タンク 3. 屋内タンク等					
関連する法令等	法	消防法				
	令	危険物の規制に関する政令				
	規	危険物の規制に関する規則				
	条例	大阪市危険物規制規則				
	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
必要届出書	危険物貯蔵所等設置(変更)許可申請書	設置者	市町村長等 大阪市長 (消防署)	工事開始前	「製造設備、構造明細」の添付書類が必要	法令 第11条 第6条 第7条 規 第4条 第5条
	危険物取扱所仮使用承認申請書			工事開始前		
	危険物貯蔵所等軽微な変更届出書			工事開始前		
	危険物貯蔵所等危険作業届出書			工事開始前		
	危険物貯蔵所等消防設備等着工届出書			工事開始 10日前 まで		
	危険物貯蔵所等水張、水圧検査申請書	製造者	市町村長等 大阪市長 (消防署)	施工中	容器に、配管、付属品を取り付ける前に行う	法令 第11条 第8条の2 規 第6条の5 第6条の4
危険物貯蔵所完成検査申請書	設置者	市町村長等 大阪市長 (消防署)	完成時	検査を受け、検査書を受領。 1000kl以上 屋外タンクは除く	法令 第11条 第8条 規 第6条 条例 規制規則	

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その4)

分類	危険物 - 3 (消防署・局)					
対象施設	燃料油他危険物の貯蔵所(屋外タンク貯蔵所他)等であり、指定数量の1/5以上指定数量未満の日量を取り扱う場合。					
具体的内容	1. 屋外タンク 2. 屋内タンク等					
関連する法令等	法	消防法				
	令	危険物の規制に関する政令				
	規	危険物の規制に関する規則				
	条例	大阪市火災予防条例				
必要届出書	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
	少量危険物の貯蔵の取扱届出書	設置者	消防署長	工事開始7日前まで	「品名、数量等」をもとに行う。	条例 火災予防

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その5)

分類	ボイラ及び第一種圧力容器 - 1 (労働基準監督署)					
対象施設	ボイラは、使用圧 1kg/cm ² G 以上で、伝熱面積が 0.5m ² 以上の蒸気ボイラ他、温水ボイラ等で新設する場合。 第1種圧力容器は、使用圧 1kg/cm ² G を超え、内容積 0.04m ³ を超える火なし圧力容器等で新設する場合。					
具体的内容	1. ボイラ(スチーム乾燥機)等 (注意事項) 現場組立のボイラにあつては、設置完了後に構造検査を受ける。					
関連する法令等	法	労働安全衛生法				
	令	労働安全衛生法施行令				
	規	ボイラ及び圧力容器安全規則				
	条例					
	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
必要届出書	ボイラ製造検査申請	製造者	所轄労働基準監督署長	製造後	検査を受け、刻印及び明細書に検査済印を付ける	法 第38条 規 第5条
	第一種圧力容器製造検査申請			製造後	検査を受け、刻印及び明細書に検査済印を付ける	法 第38条 規 第51条
	ボイラ設置届出書	設置者	所轄労働基準監	工事開始 30日前 まで	「ボイラ明細書、設置場所等状況図」の添付書類が必要	法 第88条 規 第10条
	第一種圧力容器設置届出書			工事開始 30日前	「圧力容器明細書、設置場所等状況図」の添付書類が必要	法 第88条 規 第56条
	ボイラ落成検査申請書			落成時	構造検査又は使用検査合格後に行い、検査証を受ける	法 第38条 規 第14条
	第一種圧力容器落成検査申請書			落成時	構造検査又は使用検査合格後に行い、検査証を受ける	法 第38条 規 第59条
	ボイラ取扱作業主任者選任報告書					令 第6条 規 第24条
	第一種圧力容器取扱作業主任者選任報告書					令 第6条 規 第62条

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その6)

分類	ボイラ及び第一種圧力容器 - 2 (労働基準監督署)					
対象施設	ボイラは、使用圧 1kg/cm ² G 以上で、伝熱面積が 0.5m ² 以上の蒸気ボイラ他、温水ボイラ等で再使用する場合。 第1種圧力容器は、使用圧 1kg/cm ² G を超え、内容積 0.04m ³ を超える火なし圧力容器等を再使用する場合。					
具体的内容	1. ボイラ(スチーム乾燥機)等					
関連する法令等	法	労働安全衛生法				
	令	労働安全衛生法施行令				
	規	ボイラ及び圧力容器安全規則				
	条例					
必要届出書	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
	ボイラ使用再開 検査申請書	設置者	所轄 労働基準監	落成時	「ボイラ明細書、設置場所等状況図」の添付書類が必要	法 第38条 規 第46条
	第一種圧力容器 使用再開 検査申請書			落成時		

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その7)

分類	小型ボイラ及び第二種圧力容器(労働基準監督署)					
対象施設	<p>小型ボイラは、使用圧 1kg/cm²G 以下で、伝熱面積が 1.0m² 以下の蒸気ボイラ他、温水ボイラ等。 第2種圧力容器は、使用圧 2kg/cm²G 以上で、内容積 0.04m³ 以上の気体を保有する容器等。</p>					
具体的内容	<p>1. 小型ボイラ 2. 空気槽等</p>					
関連する法令等	法	労働安全衛生法				
	令	労働安全衛生法施行令				
	規	ボイラ及び圧力容器安全規則				
	条例					
必要届出書	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
	小型ボイラ 設置報告書	設置者 (受注者)	所轄 労働基準監	落成後 遅滞なく	「ボイラ明細書、設置場所等状況図」により行う	法 第100条 規 第91条
	第二種圧力容器 設置報告書			落成後 遅滞なく		

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その8)

分類	小型以下のボイラ(消防署・局)					
対象施設	火を使用する設備等。					
具体的内容	1. 小型以下のボイラ等					
関連する法令等	法	消防法				
	令					
	規					
	条例	大阪市火災予防条例				
	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
必要届出書	火を使用する設備などの設置届出書	設置者	消防署長	工事開始7日前まで	「設備概要、配置設図」により行う	法 第9条 条例 予防条例

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その9)

分類	ばい煙等(環境省)					
対象施設	ばい煙(いおう酸化物、ばいじん)及び有害物の発生施設、粉じん発生施設。					
具体的内容	1. ボイラ 2. 50 kl以上の灯油タンク等(条例 第5条による)					
関連する法令等	法	大気汚染防止法				
	令	大気汚染防止法施行令				
	規	大気汚染防止法施行規則				
	条例	大阪府公害防止条例				
必要届出書	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
	ばい煙発生施設設置届出書	設置者	都道府県知事等 大阪市長(環境局)	工事開始前60日	燃料の燃焼能力が重油換算の50kl/時上のもの 「施設の種類、構造使用・処理方法等」により行う	法 第6条 第31条 令 第13条
	緊急時におけるばい煙量減少計画届出書	設置者	都道府県知事等		SO _x 排出量が、10Nm ³ /H以上のもの	法 第23条 規 第17条
	硫黄酸化物総量規則	設置者	都道府県知事等		ばい煙発生施設のうち、重油換算量の合計が0.8kl/H以上事業所	法 第5条 の2 規 第7条 の2,3
窒素酸化物総量規則	設置者	都道府県知事等		ばい煙発生施設のうち、重油換算量の合計が2.0kl/H以上事業所	法 第5条 の2 規 第7条の4	

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その10)

分類	振動・騒音(経済産業省及び環境省)					
対象施設	事業場における事業活動に伴う、振動・騒音発生施設で、指定地域内に特定施設を設ける場合。					
具体的内容	1. 空気圧縮機(原動機出力7.5kW以上) 2. 送風機(原動機出力7.5kW以上) 3. クレーン 4. 機関(ディーゼル、ガスタービン)他					
関連する法令等	法	騒音規制法、振動規制法				
	令	騒音規制法施行令、振動規制法施行令				
	規	騒音規制法施行規則、振動規制法施行規則				
	条例	大阪府公害防止条例				
必要届出書	特定施設設置届出書	提出者 設置者	提出先 都道府県知事等 大阪市長(環境局)	提出時期 工事開始前30日	参考事項等 「特定施設の配置図、特定工場等及び付近の見取図」の添付書類が必要	関係法令 法第6条 第25条 規第3条 第4条 条例 防止条例
	特定施設の数の変更の届出書	設置者	都道府県知事等	工事開始前30日	添付書類：特定施設の配置図、特定工場等及び付近の見取図	法第8条 規第6条
	騒音防止方法の変更届出書				添付書類：特定施設の配置図、特定工場等及び付近の見取図	
	新たに指示地域内となった場合または、特定施設となった場合の使用届出書	設置者	都道府県知事等	新たに指示地域または特定施設となった日から30日以内	添付書類：特定施設の配置図、特定工場等及び付近の見取図	法第7条 規第3条 第5条

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その11)

分類	特定化学物質(労働基準監督署)					
対象施設	化学物質等による労働者の健康障害を防止するため、政令で定める物質を製造、取扱い、処理管理等を行う施設。					
具体的内容	1. アンモニア 2. 塩化水素 3. 塩素 (注意事項) 上記の届出の可否については、法 第88条 第2項 に該当するかどうか微妙であり、所轄労働基準監督署に各ケース毎に、事前協議(打診)すること。					
関連する法令等	法	労働安全衛生法				
	令	労働安全衛生法施行令				
	規	特定化学物質等障害予防規則				
	条例					
	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
必要届出書	特定化学設備等設置届	設置者	所轄労働基準監督署長	工事開始前30日前		法 第88条 規 第52条

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その12)

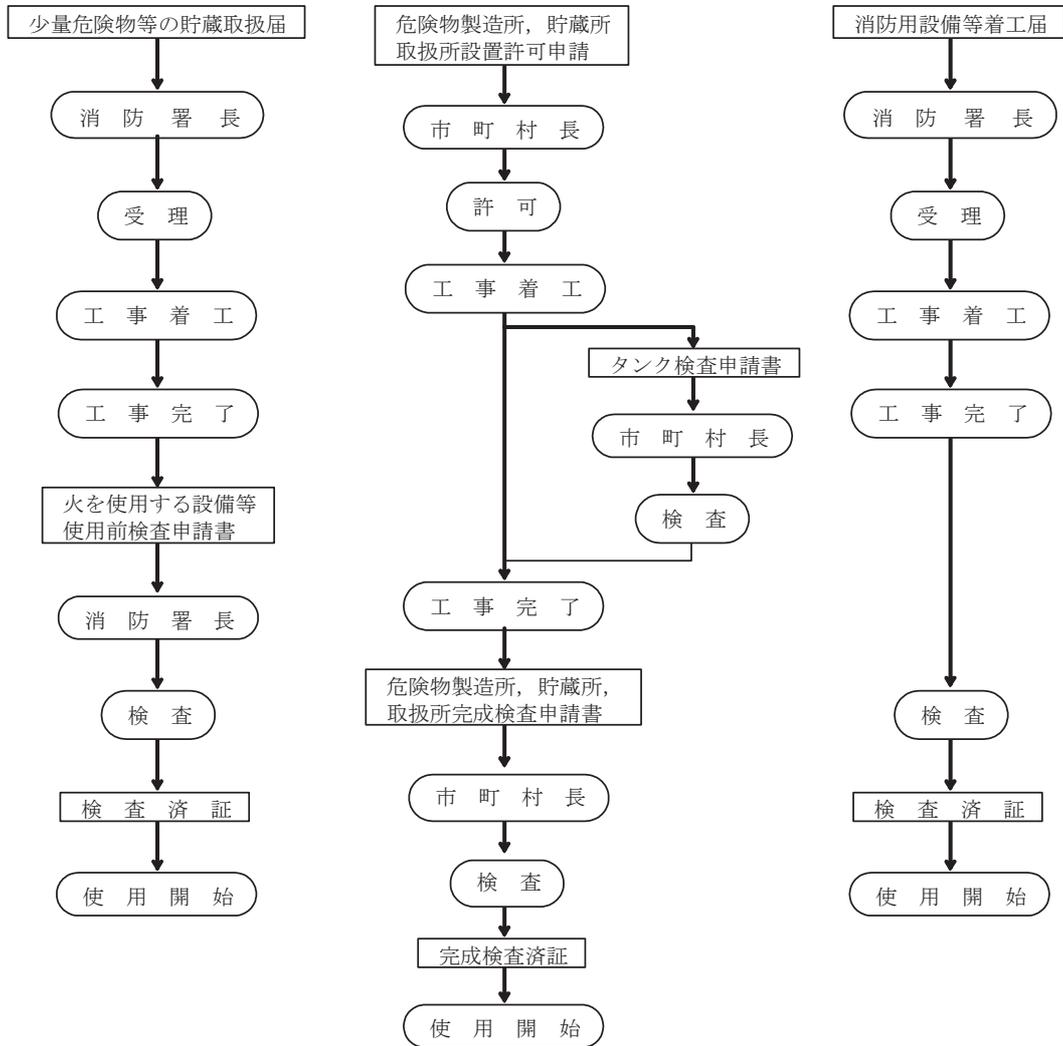
分類	毒物及び劇物(府)					
対象施設	保健衛生上、取締りが必要と判断される毒物、劇物を製造、販売、取扱を行う施設。					
具体的内容	1. 過酸化水素 2. 水酸化ナトリウム いずれも 3. アンモニア 劇物 4. 塩化水素 (注意事項) 上記の届出必要業種に、下水処理場は該当しない。(令 第41条)					
関連する法令等	法	毒物及び劇物取締法				
	令	毒物及び劇物取締法施行令				
	規	毒物及び劇物取締法施行規則				
	条例					
	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
必要届出書	毒物劇物業務上取扱者届書	設置者	都道府県知事	取扱開始後30日		規 第18条

表2 設備建設工事に際しての官公庁届出書類一覧表(その13)

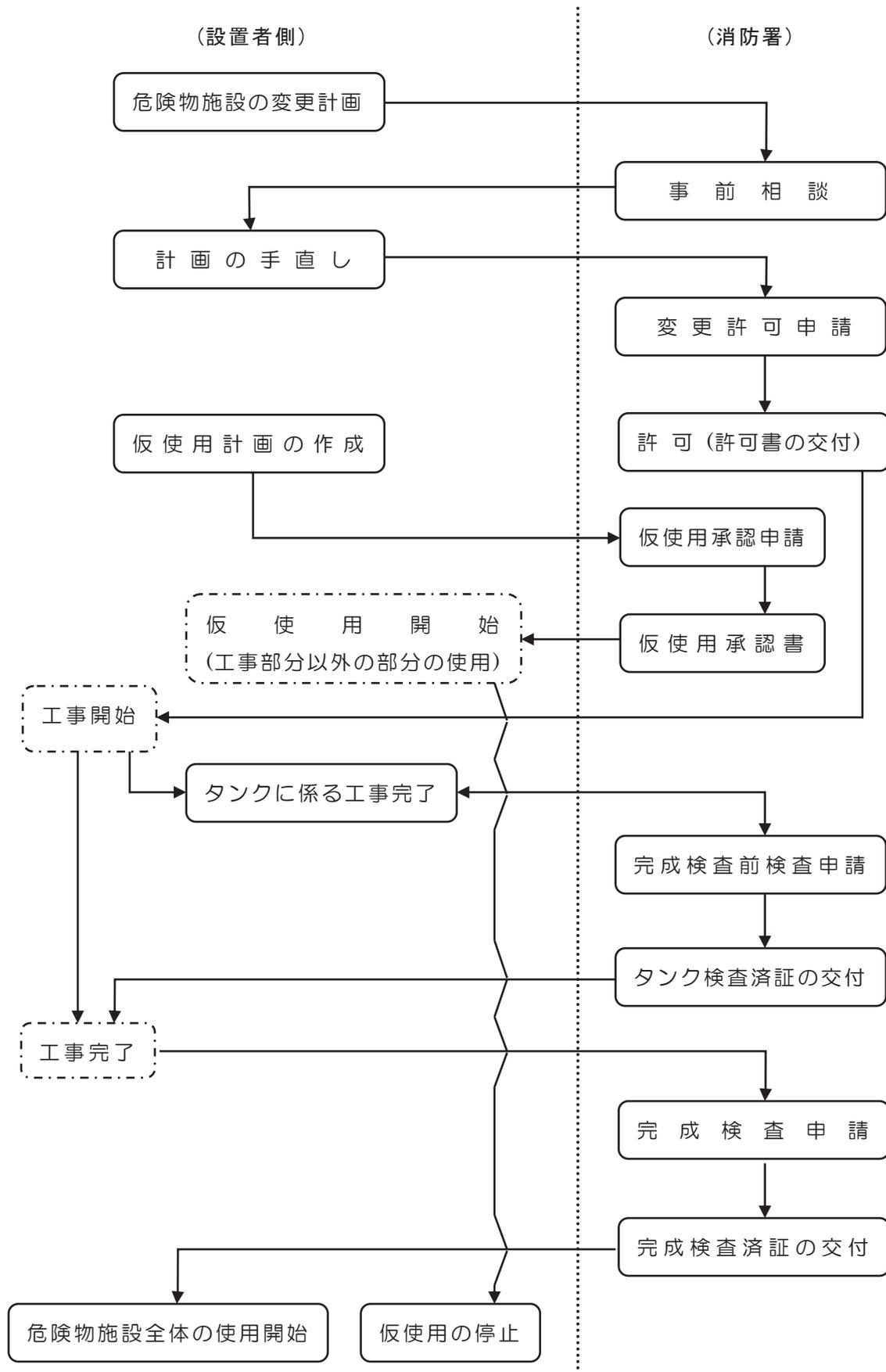
分類	高圧ガス(大阪府)					
対象施設	温度が、常温又は 35 にて圧力が、10kg/cm ² G 以上となる圧縮ガス、又は 2kg/cm ² G 以上となる液化ガス。					
具体的内容	1. 塩素ガス 2. アンモニアガス関連 (注意事項) アンモニア気化器を用いる場合にあつて、気化器出口圧力が、10kg/cm ² G を超える場合には、製造基準の遵守義務を負い、またその取扱量によっては、製造許可申請書等の諸手続きを必要とする。					
関連する法令等	法	高圧ガス取締法				
	令	高圧ガス取締法施行令				
	規	一般高圧ガス保安規則				
	条例					
必要届出書	提出書類名称	提出者	提出先	提出時期	参考事項等	関係法令
	高圧ガス貯蔵所設置許可申請書	設置者	都道府県知事		NH ₃ 貯蔵量3ton以上のもの	規 第57条
	特定高圧ガス消費届書	設置者	都道府県知事	消費開始日の20日前	NH ₃ 貯蔵量3ton以上のもの	規 第74条
	高圧ガス貯蔵所完成検査申請書	設置者	都道府県知事		NH ₃ 貯蔵量3ton以上のもの	規 第65条
	特定高圧ガス取扱主任者届書	設置者	都道府県知事	遅滞なく	NH ₃ 貯蔵量3ton以上のもの	規 第79条

消防関係届出

危険物の手続フロー図(1)



危険物の手続フロー図 (2)



危険物取扱の届出一覧表

届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考
少量危険物等の貯蔵取扱届出書	所轄消防署 (2) (内一部返却用)	設置者	工事着手前	火災予防条例 58 条 同施行規則第 14 条	指定数量の 1/5 以上 指定数量未満
危険物製造所、貯蔵所、 取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所 構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図	所轄消防署 正 - 1 部 副 - 1 部 (市町村長等)	設置者	工事着手前	消防法第 11 条 危険物の規制に関する政令第 6, 7 条 危険物の規制に関する規則第 4, 9 条	指定数量以上 指定数量 ガソリン 200L 灯油 1000L 軽油 1000L 重油 2000L 潤滑油 6000L
危険物製造所、貯蔵所、 取扱所完成検査申請書	所轄消防署 正 - 1 部 副 - 1 部	設置者	検査前		
消防用設備等着工届出書	所轄消防署 (1)	甲種消防設備士 (第 4 類)	工事着手 10 日前	消防法第 17 条の 12 同施行規則第 33 条 の 16	自動火災報知設備 屋内消火栓設備

(注 1) 本書類の作成及び申請等を設置者の代行として行う場合は、あらかじめ設置者より申請代理人の委任状を受けて実施する。

(注 2) 貯蔵所 (タンク) の建設に当っては、配筋等消防の中間検査がある。

騒音規制法（市町村長）関係

届出一覧表

事 項	届出書類名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備 考
特定施設を設置するときは届け出なければならない。	特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図 特定施設の配置図 騒音防止方法の概要 騒音防止装置図面、 表	市町村長 正＋写 (1)	設置者	工事開始 の 30 日 前	騒音規制 法第 6 条 同施行規 則第 3 条、 第 4 条	特定施設 同施行令別表第一 ・原動機出力が 7.5kW 以上の空気 圧縮機及び送風機 ・木材加工機械 ・建設用資材製造機 械等
特定施設の種類数を変更するときは届け出なければならない。	特定施設の種類ご との数変更届出書	同 上	同 上	変更に係 る工事の 開始の 30 日前	騒音規制 法第 8 条 同施行規 則第 3 条、 第 6 条	
騒音の防止方法を変更するときは届け出なければならない。	騒音の防止の方法 変更届出書	同 上	同 上	同 上	同 上	
新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったときは、届け出なければならない。	特定施設使用届出 書	同 上	同 上	指示地域に なった日か ら 30 日以 内 特定施設と なった日か ら 30 日以 内	騒音規制 法第 7 条 同施行規 則第 3 条、 第 5 条	
氏名、名称などを変更した時は、届け出なければならない。	氏名（名称、住所、 所在地） 変更届出書	市町村長 正＋写 (1)	設置者	変更にな った日か ら 30 日以 内	騒音規制 法第 10 条 同施行規 則第 3 条、 第 8 条	
特定施設のすべての使用を廃止した時は届け出なければならない。	特定施設使用全廃 届出書	同 上	同 上	廃止にな った日か ら 30 日以 内	同 上	
特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた時は、届け出なければならない。	承継届出書	同 上	事業の 承継者	承継があ った日か ら 30 日以 内	騒音規制 法第 11 条 同施行規 則第 3 条、 第 9 条	
特定建設作業をする時は、届け出なければならない。	特定建設作業実施 届出書 (騒音) (振動)	同 上	受注者	工事開始 の 7 日前 までに	騒音規制 法第 14 条 同施行規 則第 3 条、 第 10 条	特定建設作業 同施行令別表第二 ・くい打機 ・コンクリートプラント ・15kW 以上のガソ リン機関等の空気圧 縮機等